

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2025 年 1 月

情報・テクノロジー

欧州 AI 規制法の概要

弁護士 [松田 章良](#)

弁護士 [池田美奈子](#)

第 1 はじめに

2024 年 8 月 1 日、欧州（以下「EU」といいます。）において生成 AI を含む包括的な AI を規制する法律である“European Artificial Intelligence Act”（以下「AI 規制法」といいます。）が発効しました。同法は、EU 域内に適用される統一ルールを定めることにより、人間中心の信頼できる AI の導入の促進、AI システムの有害な影響に対する基本的権利の高水準の保護、及びイノベーションの支援を目的とする法律です。

AI 規制法は、EU 域内に AI システムを提供する EU 域外の企業にも適用され、また違反に対する罰則として、違反類型に応じて、全世界売上ベースでの制裁金が定められているため、AI に係る商品やサービスを開発、提供、利用する日本企業においては、同法の適用の有無や課される義務等を把握し、適切に対応する必要があります。

AI 規制法は、発効後 3 年間の間に段階的に適用され、本格的な適用開始時期は 2026 年 8 月 2 日となっていますが、AI リテラシーに関する義務及び禁止される AI の利用行為に関する規制は本年 2 月 2 日から適用が開始されます。

そこで、本稿では、AI 規制法の規制対象、適用主体及び本年 2 月から適用される規制の内容を中心に概説いたします。

第 2 AI 規制法の概要

1 規制対象及びリスクベース・アプローチ

AI 規制法は、「AI システム」と「汎用目的型 AI モデル（General-purpose AI model）」（以下「GPAI モデル」といいます。）¹を規制対象としており²、下表のとおり定義されています（同法第 3 条第 1 号及び第 63 号）。

用語	定義
AI システム	様々なレベルの自律性で動作するように設計され、導入後に順応性を示す可能性のある、機械ベースのシステムであって、明示的又は暗黙的な目的のために、物理的又は仮想的な環境に影響を与え得る予測、コンテンツ、推奨又は決定等のアウトプットを生成する方法を、受け取ったインプットから推論するもの。
GPAI モデル	AI モデルが大規模に大量のデータで自己教師あり学習される場合を含め、大きな汎用性を示し、モデルが市場に投入される方法に関係なく広範で異なるタスクを有能に実行することができ、様々な川下のシステム又はアプリケーションに統合することができる AI モデル。ただし、市場に投入される前の研究、開発、プロトタイピング活動に使用される AI モデルを除く。

さらに、AI システムについては、それが生み出すリスクの強度と範囲に応じて規制の内容を調整するリスクベース・アプローチが採用されています。具体的には、以下のとおり、リスクレベルを 4 段階に分類し、それぞれ禁止事項、要求事項や義務が定められています。特に、許容できないリスクとして、ソーシャルスコアリングが規定されている点に留意が必要です。

リスクレベル	リスクレベルの概要・具体例	規制内容
許容できないリスク (Unacceptable Risk)	生命や基本的人権に対して直接的に脅威をもたらすと考えらえる AI システム 例) サブリミナル技術、ソーシャルスコアリング、リアルタイムかつ遠隔での生体認証システム	原則禁止
ハイリスク (High Risk)	健康や安全、基本的人権、又は社会的・経済的な利益に影響を与える可能性がある AI システム	リスク管理、データガバナンス、技術文書の作成、人的監視措置、適合性評価手

¹ GPAI モデル以外の AI モデルについては、定義されておらず、また具体的な規制もないため、多くの AI モデルは規制対象外となります。

² ただし、軍事、防衛又は国家安全保障の目的のみのために市場に投入等される AI システム、科学研究開発の目的のみのために開発等される AI システム等は適用対象外とされています（AI 規制法第 2 条第 3 項、第 6 項等）。

	例) 玩具、航空機、自動車、医療機器、産業機器、生体認証、重要インフラ管理・運用、教育、雇用、法執行、移民管理等の分野で用いられるシステム	続、ログ保存等の厳格な義務
特定の透明性のリスク (Specific Transparency Risk)	透明性に関する特定の要件を満たす必要がある AI システム 例) 生成 AI、自然人とやり取りする AI、感情認識システム、生体分類システム	AI により生成されたコンテンツである旨のマーキングや AI 使用の告知などの情報提供・透明性義務
最小リスク (Minimal Risk)	リスクがごくわずか、又はリスクを伴わない AI システム 例) 上記以外	制限なし（但し、自主的な行動規範の推奨あり）

2 適用主体

AI 規制法の適用を受ける主体は以下のとおりです（AI 規制法第 2 条第 1 項）。EU 域内に拠点を持たない日本企業は、主に(1)及び(3)の類型に該当し、AI 規制法の域外適用を受ける可能性があります。

- (1) EU 域内において、AI システムを市場に投入する又は運用を開始する、又は GPAI モデルを市場に投入する提供者（Provider）³（提供者の設立場所・所在地が EU 域内か否かを問わない）
- (2) EU 域内で設立され所在する、AI システムを自らの権限もとで利用する AI システムの導入者（Deployer）⁴
- (3) AI システムによって生成されたアウトプットが EU 域内で利用される場合における、EU 域外で設立され所在する AI システムの提供者及び導入者
- (4) AI システムの輸入者（Importer）⁵及び流通事業者（Distributor）⁶
- (5) 自社の名称や商標の下で、自社の製品と共に AI システムの市場投入や運用開始をする製品

³ 提供者とは、自然人又は法人、公的機関、代理店その他の団体であって、AI システム若しくは GPAI モデルを①開発する者、②開発させ、市場に投入する者、又は、③有償・無償を問わず、自己の名称若しくは商標の下に運用開始させる者を意味します（AI 規制法第 3 条第 3 号）。

⁴ 導入者とは、自らの権限の下で AI システムを利用する自然人、法人、公的機関、代理店その他の団体を意味します。（ただし、AI システムを個人的・非職業的な活動のために利用する者は除きます。）（AI 規制法第 3 条第 4 号）。

⁵ 輸入者とは、第三国で設立された自然人又は法人の名称又は商標が付いた AI システムを市場に投入する、EU に所在する又は設立された自然人又は法人を意味します（AI 規制法第 2 条第 6 号）。

⁶ 流通事業者とは、AI システムを EU 域内で利用できるようにする、提供者又は輸入者以外の、サプライチェーン内の自然人又は法人を意味します（AI 規制法第 2 条第 7 号）。

製造者

- (6) EU 域内で設立されていない提供者の正規代理人
- (7) EU 域内に所在する、影響を受ける者

3 AI リテラシーに関する義務

AI 規制法は、AI システムの提供者及び導入者に対し、技術的知識、経験、教育及び訓練並びに AI システムが使用される文脈を考慮し、かつ、AI システムが使用される対象者又は対象者のグループを考慮した上で、最善の範囲で、職員及びその職員に代わって AI システムの操作及び使用を担当する者の十分なレベルの AI リテラシー⁷を確保するための措置を講じる義務を課しています（第 4 条）。

AI リテラシーの目的は、AI に対処するためのスキルや知識及び個別のユースケースに関する理解を身につけることにあります。そこで、AI リテラシーを確保するための措置を講じるに当たっては、対象者、対象者が AI システムを使用する際の役割、AI システムの具体的なユースケースを踏まえる必要があるとされています。当該措置の例としては、AI システムの使用に関する社内規則の策定、役職員に対する研修、並びに担当部署・担当者及び社内相談窓口の設置等が考えられます。

4 禁止される AI の利用行為

AI 規制法は、事業者の類型を問わず、AI の利用に関する以下の行為を禁止しており（同法第 5 条第 1 項）、違反者に対しては 3,500 万ユーロ又は前会計年度の世界年間総売上高の 7%のいずれか高い方の制裁金が課されます（同法 99 条第 3 項）。なお、禁止行為の要件をより明確化するガイドラインが 2025 年初旬に公表される予定となっています。

- (1) サブリミナル技術や操作的・欺瞞的な技術を用いて人の行動を著しく歪める目的又は効果を有する AI システムの市場投入、運用開始又は利用
- (2) 年齢、障害又は社会的・経済的な苦境に起因する人の脆弱性を悪用する AI システムの市場投入、運用開始又は利用
- (3) 人の社会的行動や個人的又は人格的特徴を用いてソーシャルスコアリングを行うものであって、次のいずれかにつながる AI システムの市場投入、運用開始又は利用
 - ① スコアリングデータが当初生成又は収集された文脈とは無関係な社会的文脈での特定の人又は集団に対する不利益な取扱い
 - ② 特定の人又は集団に対する、その社会的行動又は重大性に照らして不当に不釣り合いな不利益な取扱い

⁷ AI リテラシーとは、提供者、導入者、及び影響を受ける人々が、AI 規制法の文脈におけるそれぞれの権利と義務を考慮した上で、十分な情報を得た上で AI システムを導入すること、また AI の機会及びリスク、並びに AI が引き起こす可能性のある被害について認識を得ることを可能にする、スキル、知識、および理解を意味すると定義されています（AI 規制法第 3 条第 56 号）。

- (4) 人のプロファイリング又は人格的特徴及び特性の評価のみに基づいて、その者の犯罪リスクを評価・予測するための AI システムの市場投入、当該目的のための運用開始又は利用
- (5) インターネットや監視カメラ映像から無制限に顔画像をスクレイピングした顔画像を用いて、顔認証データベースを作成等する AI システムの市場投入、当該目的のための運用開始又は利用
- (6) 職場及び教育機関において人の感情を推測するための AI システムの市場投入、当該目的のための運用開始又は利用⁸
- (7) 人をその生体データに基づいて分類し、その者の人種、政治的意見、労働組合への加盟、宗教的又は哲学的信条、性生活又は性的指向を推測・推論するための生体分類システムの市場投入、当該目的のための運用開始又は利用⁹
- (8) 公衆がアクセス可能な空間における法執行を目的としたリアルタイムかつ遠隔での生体識別システムの利用¹⁰

第3 おわりに

EU 域内に拠点を有しない場合であっても、AI に係る商品やサービスを開発、提供、利用する日本企業においては、AI マッピングを実施し、AI 規制法の域外適用の有無を分析し、適用がある場合は、対象となる AI システムのリスクカテゴリに応じた義務を把握の上、適切に対応することが求められます。

本年 8 月 2 日には、GPAI モデルに関する規制（AI 規制法第 5 章）やガバナンスに関する規制（同法第 7 章）、また罰則に関する規制（同法第 99 条及び第 100 条）の適用が開始されることから、AI 規制法の遵守の必要性が高まることに留意が必要です。当事務所では引き続き、欧州の同法に係る最新動向について情報発信をしてまいります。

⁸ ただし、医療上又は安全上の利用することが意図されている場合は除外されます。

⁹ ただし、合法的に取得された画像などの生体データセットの生体データに基づくラベリング若しくはフィルタリング又は法執行の分野における生体データの分類は禁止されません。

¹⁰ ただし、特定の犯罪被害者の捜索、生命や身体の安全に対する具体的、実質的かつ差し迫った脅威の防止、テロ攻撃の脅威の防止、特定の犯罪の捜査や刑罰の執行、容疑者の所在の突き止めや特定等のために厳に必要な場合には、一定の条件の下に利用することができます。

【執筆者】



[松田章良](#)（弁護士）
Email: amatsuda@iwatagodo.com

2006 年東京大学法学部卒業、2015 年 Columbia Law School (LL.M.) 修了。2008 年弁護士登録、2019 年 NY 州弁護士登録。個人情報保護、国際関係法務・渉外業務（取引）、IT・サイバー法に係る案件、国際仲裁・国際紛争解決案件、大規模かつ複雑な訴訟・紛争解決案件を主に取り扱う。



[池田美奈子](#)（弁護士）
Email: minako.ikeda@iwatagodo.com

2009 年 Michigan Law School (LL.M.) 修了、2010 年早稲田大学大学院法務研究科修了。2010 年 NY 州弁護士登録、2013 年弁護士登録。コーポレート案件、クロスボーダーの取引案件を中心に、データ・プライバシーやヘルスケア分野の案件を多く手掛ける。

岩田合同法律事務所

1902 年（明治 35 年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約 100 名が所属するほか、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国弁護士経験を有する米国人コンサルタント等も所属し、特別顧問として、元金融庁長官中島淳一氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。